

国立大学法人東京医科歯科大学感謝状贈呈要項

〔平成 22 年 8 月 13 日
制 定〕

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、学長が行う感謝状の贈呈については、この要項の定めるところによる。

（贈呈基準）

第 2 条 学長は、次の各号の一に該当する個人又は団体に感謝状を贈呈することができる。

- （1）教育、研究、医療の振興又は福利厚生、課外活動等に寄与し、本学の発展に多大な貢献があったと認められる者
- （2）本学の運営のため、相当額以上の寄附又は寄贈を行った者
- （3）本学の学生、職員の生命、身体等に対する危険を防止した者
- （4）その他前各号に準ずる者

2 前項第 2 号のうち、大学基金に寄附を行った者への感謝状の贈呈については、別に定める。

（推薦）

第 3 条 部局長等は、前条各号のいずれかに該当する個人又は団体があるときは、感謝状贈呈の対象者として、学長に推薦することができる。

（決定）

第 4 条 感謝状の贈呈は、学長が決定する。

（形式）

第 5 条 感謝状の書式及び文例は、別記のとおりとする。

（事務）

第 6 条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部総務秘書課において処理するものとする。

附 則

この要項は、平成 22 年 8 月 13 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日制定）

この要項は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 19 日制定）

この要項は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日制定）

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

感謝状		※※※		あなたへ		※※※	
氏名	※	あて	※	※	※	※	※
ここに深く感謝の意を表します				大きく貢献されました			
元号	年	月	日	国立大学法人			
				東京医科歯科大学長			
				○ ○ ○ ○			

※ 団体の場合は、団体名を使用してもよい。

※※ 「あて」部分は、「様」、「殿」、「さん」を使用してもよい。

※※※ 個人の場合は、「貴殿」等、また、団体の場合は、「貴社」、「貴協会」等を使用してもよい。